



能 総 第 224 号
令和2年2月27日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 田 中 宏 和 様
連合大阪北大阪地域協議会
議 長 重 澤 嘉 男 様
連合大阪豊能地区協議会
議 長 溝 口 博 己 様

能勢町長 上森 一成



「2020(令和2)年度政策・予算」に対する要請について(回答)

令和2年1月7日に受け付けました表題のことにつきまして、下記のとおり回答します。

記

1.雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1)就労支援施策の強化について

<継続>

①地域での就労支援事業強化について

就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、各自治体の事業実績を検証し、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考に事業の強化を図ること。

さらに、各自治体での事業への取り組み状況や実績(利用件数、就職者数など)を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築していくこと。また既存の「地域労働ネットワーク」も積極的に活用して、地域における労働課題の解消を進めること。

今後とも関係部署や商工会等と連携し、相談体制の充実等適切な支援に努めてまいります。

<継続>

②障がい者雇用施策の充実について

障がい者雇用を促進すること、とくに障がい者の受け入れ実績のない「障がい者雇用ゼロ企業」に対して事業所訪問やカウンセリングなどを通じ、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを強化すること。

また精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着(離職率の改善)に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談

体制を充実させるなど、施策を強化させること。

※大阪府における障がい者雇用状況は、用語集を参照

関係機関と連携し就労支援や相談体制の充実等適切な支援に努めてまいります。

<継続>

③女性の活躍推進と就業支援について（★）

女性活躍推進法に基づき、女性の積極的な登用を実施するために、各自治体における推進計画の実施状況を検証し、施策の拡充を図ること。また、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実もあわせて行うこと。

※大阪府（「おおさか男女共同参画プラン」に掲載）の「女性の就業率」の目標値と現状は、用語集を参照

第2次能勢町男女共同参画プランに基づき、就労における男女平等の推進に努めてまいります。

(2)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

①「同一労働同一賃金」と事業主「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

同一企業で働く正社員と、パート労働者や有期雇用労働者などいわゆる非正規雇用の方との間の不合理な待遇差をなくすため、「同一労働同一賃金」の法整備が2020年4月から施行される（中小企業は2021年4月）。本年4月に施行された「働き方改革関連法」とあわせて、内容の周知・徹底を、労働者、企業、経済団体等に対し十分に行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。

また、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を事業主に義務付ける「改正労働施策総合推進法」も本年5月に成立した。今後策定される指針の内容も含め、周知・徹底を図ること。

「同一労働同一賃金」、事業主「パワハラ防止義務」について、関係法令の周知を図ってまいります。

<継続>

②法令遵守・労働相談機能の強化について

長時間労働の強要、残業代カット、名ばかり管理職、辞めたくてもやめられない、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。これらの問題を撲滅するため、雇用・労働環境の整備、ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働局とも連携し、適切な施策を講じること。さらに、利用者のニーズも踏まえてSNSを活用した労働相談の実施も検討すること。

関係法令の周知啓発を図るとともに、商工会等関係機関と連携し、適切に対応してまいります。

<継続>

(3)地方創生交付金事業を活用した就労支援について

大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生交付金事業等で「女性の活躍推進」、「若者・大阪企業未来応援事業」、「次代を担う人づくり」などが掲げられている。そこで、事業の情報発信力を高めるとともに、SDGsが掲げる「ジェンダー（ジェンダー平等を実現しよう）」や「成長・雇

用（働きがいも経済成長も）」の目標達成に向け、とくに魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

大阪府が実施する就労支援策等の情報提供に努めてまいります。また、就労支援については、商工会と連携し、小規模事業者をはじめとする中小企業のネットワーク形成や小規模事業者の振興・発展等を目的に小規模経営支援事業を実施しております。介護・福祉分野福祉につきましては、関係機関や事業所等と連携し町内で就労している介護職員を対象とする研修会や人材育成のための研修会等を実施しております。引き続き、関係機関と連携し就労支援に努めてまいります。

(4)ワーク・ライフ・バランス社会の実現について

<継続>

①男女共同参画社会をめざした取り組み

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底を図るとともに、きめ細やかに対応ができる相談窓口の充実を図ること。また大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」、「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児休業取得促進を含めた育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。

働きがいのある人間らしい仕事、いわゆるディーセントワークにもつながる労働環境の整備に向け、関連する法令・施策について町内の事業主をはじめ広く住民の皆さんへの周知に努めるとともに、労働安全衛生委員会における改善運動や特定事業主行動計画の推進など、本町においても職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう適切な勤務環境の整備に努めてまいります。加えて、大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」等の取り組みについても広く周知に努め、老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活など様々な活動について、自ら希望するバランスで対応ができる社会となるよう、引き続きワーク・ライフ・バランスの実現に向け、町民1人1人が積極的に取り組めるようその必要性や目的的理解促進のために、引き続き各種制度の周知に努めてまいります。

<継続>

②治療と職業生活の両立に向けて

がんなどの病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮を行う必要がある。そこで、会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携事例の発信など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り組むこと。

労働者の治療と職業生活の両立に向け、関係機関と連携し適切な対応に努めてまいります。

<新規>

(5)「不当労働行為救済命令」の着実な履行について

各自治体においては、大阪府労働委員会による不当労働行為救済命令（初審命令）が着実に履行されるよう、大阪府と連携して不当労働行為企業を、一定期間、指名停止するなどの対応を強化されること。

不当労働行為企業に対して厳格に対処し、健全な企業の育成を促進することが質の高い公共サ

サービスの提供につながることに鑑み、大阪府の動向を注視しつつ、入札参加停止等の対応を検討してまいります。

<新規>

(6)外国人労働者が安心して働くための環境整備について

地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。

また生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要な日本語についても、外国人労働者が習得できるようサポートを行うこと。

外国人が生活・就労等に関する適切な情報に速やかに到達できるための相談体制の整備等について、地域の実情に鑑みて対応を検討してまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1)中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり産業の育成強化について

MOBIO(ものづくりビジネスセンター大阪)と連携し、ものづくり産業の育成を一層進めること。とくに、ものづくり企業の従業員やOBなどをインストラクターとして養成し、さまざまなものづくり現場で改善や後継者育成の指導を目的として、積極的に中小企業への派遣を行うこと。また、女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。

商工会や関係機関と連携し、ものづくり産業をはじめとする創業を目指す方や創業後の支援策として、ワンストップ相談窓口や専門的な知識の習得を目的としたセミナーの開催、個別相談を実施しております。引き続き、関係機関と連携し、中小企業の経営基盤の強化に努めてまいります。

<新規>

②若者の技能五輪への挑戦支援について

ものづくり産業を中心とする「強固な地方」「強固な現場」を構築するため、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦する若者が増加するよう、広報を強化するとともに支援を拡充すること。とりわけ中小企業に働く若者が参加できるよう、周知や支援を強化すること。

町内企業の大半が中小企業であることを鑑み、商工会等関係機関と連携し、周知や適切な支援に努めてまいります。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期安定的な金融取引機能の支援を強化すること。また融資の際、物的担保主義や個人保証依存から、企業の将来性・発展性を重視することとし、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

昨年度より、中小企業等の設備投資に対する税制支援策として「導入促進基本計画」を策定し

事業を実施しております。引き続き、融資制度や事業の周知に努めてまいります。

<継続>

④非常時における事業継続計画（BCP）について

災害時に、顧客や従業員の安全、会社の事業、取引先への信用、従業員の雇用などを守るべく、事業継続計画（BCP）の策定が重要となっている。しかし中小企業への普及率は、依然低い状況にある。そこで関係機関との連携を強化し、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの非常時に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。また企業の防災対策を入札時の加点要素に加えるなど、BCP 制定のインセンティブ制度を導入すること。

本町の業務継続計画（BCP）につきましては、平成 29 年 3 月に策定し災害時における業務遂行に備えております。今後、事業者に対しては、引き続き BCP 制定の促進に努めてまいります。

<継続>

(2) 下請取引適正化の推進について（★）

中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材や人件費など増加コストを適正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。とくに本年は消費増税が予定されていることから、適正な価格転嫁ができるよう、より強く国に働きかけること。

町内企業の大部分が小規模事業者である本町の現況に鑑み、関係法令の周知啓発を図るとともに、遵守についても適正な指導に努めてまいります。

<継続>

(3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について（★）

総合評価入札制度の導入が、府内 20 市にとどまっている状況にあることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

落札の判定基準を入札価格のみとする場合のリスクは従来から指摘されているところであり、公共事業の質の確保の観点からも府内自治体の総合評価入札制度の導入動向を注視してまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進（★）

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアの推進にむけ、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

医療介護総合確保法の本旨に則り、介護保険事業計画の着実な推進等により、住民の希望する自立した日常生活を確保するよう、すべての住民が主体的に関わることによる新たな資源開発や協議の場の設置等の体制整備の充実に引き続き努めてまいります。

<継続>

(2) 予防医療のさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診などの受診率を向上させるためにも、大阪府が実践的に取り組む「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」などを市民に広くPRする取り組みを行うこと。また、市民が行政が実施する健康に関する事業や情報などを気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体などとも連携したキャンペーンなどの具体的な取り組みを行うこと。

本町では、健康診査やがん検診を受診しやすい環境を整えるため、住民健康診査の実施日数を1日増やし、大腸がん検診については乳がん・子宮頸がんのみの検診日にも対応するなど、受診機会の拡充を図っています。また、福祉イベント（ふれあいフェスタ）開催時や保健福祉センター窓口などで「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等のPRを行っています。健康教室・講座等については、広報誌やホームページ、新聞折込等でPRを行うなど、引き続き情報提供に努めてまいります。

<新規>

(3) 医療人材の勤務環境と処遇改善

医療の安全確保のため、市立病院など医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、新たな医療人材の確保に向け、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上をはかる研修機会の拡充などを積極的に実施すること。

本町においては、職員の職業生活と家庭生活との両立が図れるよう適切な勤務環境の整備に努めてまいります。また、スキルの向上のための研修にも積極的に参加できるよう配慮いたします。

(4) 介護サービスの提供体制の充実にむけて

<継続>

① 介護労働者の処遇改善と人材の定着

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価するなど、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。

本町の実情に応じた各事業所に対する連携・支援策を講じるため、昨年度から「介護保険事業所連絡会」を整備するとともにICTを用いた多職種連携情報共有システムを導入するなど、それぞれが抱える課題の把握・共有とその改善・解決を通じた労働環境の改善に努めているところです。引き続き必要な支援に努めてまいります。

<新規>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効あるものとして機能を発揮できるよう、有効な対策を講じること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、地域包括支援センターが、家族などが介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報の取り組みを強化すること。

「いきいき百歳体操」や認知症カフェの実施、家族からの相談業務など、高齢者や支援が必要な方が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、必要な人材を確保したうえで様々な対策を講じているところです。引き続き必要な対策を講じるとともに、広報等を通じた周知に努めてまいります。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施にむけて

<継続>

①待機児童の早期解消

待機児童の早期解消に向け、子ども・子育て支援事業計画の適切な見直しを行うこと。また、事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をはかること。整備の際には、保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携などを行うこと。

本町では、人口減少や少子化・高齢化の影響などにより待機児童が存在しないことから、引き続き既存2施設（公立保育所1、私立認定こども園1）の適切な管理運営と支援に努めてまいります。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善

子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。そのための正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置することなどにより、現場ニーズの把握や支援のあり方などについて検討し、保育の質の向上につなげること。

既存2施設に対し、保育指針や教育要領に基づき、人材育成をはじめとする保育の質の確保に資する機会や連絡調整の機会の確保に努めるなど、適切な対応に努めてまいります。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育など多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。

既存2施設において、「体調不良時型病児保育」を導入するなど、本町の実情を踏まえ様々な保育ニーズに適切に対応してまいります。

<新規>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査などに市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確

保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底することなどについて、大阪府と認識を合わせ、国に要望すること。

本町の保育ニーズを踏まえ適切に対応してまいります。

<補強>

(6)子どもの貧困対策について

各市町村での「子どもの貧困」の解消に向け、教育の機会均等を保障するための経済的支援を含む具体的な支援・取り組みを迅速に行うこと。また、居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上の取り組みも含め、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業などを積極的に実施すること。

本町における実態調査の結果を踏まえ、大阪府の補助金及び交付金を活用することにより、普遍的視点と選択的視点の双方から求められる施策の具現化に努めているところです。特に、地域の協力を得ながら、学校及び各地域に居場所づくり事業を展開するとともに、CSWやSSW配置し教育と福祉の連携にも積極的に取り組んでいるところです。

<継続>

(7)子どもの虐待防止対策について (★)

児童虐待を未然に防ぐため、市民に対し「児童虐待防止法」の周知を図ること。特に国民の通告義務や児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について広く啓発活動を行うこと。また、ネグレクトなどの児童虐待を予防するため、子どもと保護者への切れ目のない支援を行うための子育て世代包括支援センターでは、妊娠・出産包括支援事業や産婦検診事業をはじめとする事業により、効果的な支援が実施できるようセンターを運営するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修などを実施すること。

本町では、児童の健全な育成に資するため、要保護児童対策地域協議会を包含する「子どもの未来応援センター（子育て世代包括支援センター機能+子ども家庭総合支援拠点機能）」を平成29年度に設置し、事案発生時の未然防止に努めているところです。引き続き、制度の周知や職員の専門性の強化など必要な対策を講じてまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1)指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。教職員の長時間労働を是正し、本来の仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。

小・中学校における学級編制は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(標準定数法)」に基づき、1学級40人(小学校1年生は1学級35人)、また、小学校2年生については大阪府独自の加配措置により、1学級35人編制となっています。

本町では国・府の基準に従い学級編制を行っており、児童生徒に対し、きめ細かな指導を行えるよう、35人学級編制の対象学年を拡大するとともに、教職員定数についても改善を図るよう、府町村長会を通じて国・府に対し、引き続き強く要望していきたいと考えております。

また、本町では、平成 30 年度から学校現場にタイムレコーダーを導入することにより、各教職員に勤務時間を意識した働き方を根付かせるとともに、学校閉庁日や部活動指導員配置などの施策を実施し、教職員の長時間労働の是正に努めています。今後も引き続き教職員の長時間労働の是正に努め、教育の質的向上に取り組んでまいります。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

2017 年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。

本町の進路相談窓口や奨学資金制度につきましては、引き続き広報などを通じて周知を行い、多くの生徒の進路実現に向けて支援に努めてまいります。

<継続>

(3) 労働教育のカリキュラム化について

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育の充実、カリキュラム化を推進することまた、選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。

労働教育は、子どもたちが将来働くことに対して希望と安心感を持ちながら、働くことに向けての準備ができるよう、また、主権者教育は、将来子どもたちが責任感を持って政治に参画する意識を育むことができるよう、学習指導要領に基づき、小中学校の社会科等で実施しています。

今後は子どもたち自らがその必要性を感じられるよう教育の質を高めていくとともに、大阪府総合労働事務所が実施する「きまえ研修」などについても必要に応じ有効活用していきたいと考えています。

(4) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

① 差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、早期に条例を制定すること。

ヘイトスピーチ解消法の啓発を引き続き行い、差別的言動の解消に向けて適切に対応してまいります。

<補強>

② 多様な価値観を認め合う社会の実現

LGBTなどのセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI(性的指向と性自認)に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・府民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて 2017 年 3 月には「性的マイノリティの人権問題についての

理解増進に向けた取組」方針が策定されたが、その検証も行うこと。また、2015年3月に東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例」を制定したように、能勢町においても同趣旨の条例制定を進めること。また行政施設においては、多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

性的少数者等に対する人権問題について、イベントや広報誌等での啓発を引き続き行いその理解を深めるための取り組みに努めてまいります。また、行政施設においても、その環境整備に努めてまいります。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消

この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになっている。そうしたことから、連合大阪は、大阪労働局、大阪府に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っている。いまだ就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

部落差別解消法の広報誌等での啓発を引き続き行い、あらゆる差別撤廃に向けて住民への周知及び企業等への指導に努めてまいります。

(4)学校再編等にかかる事項について（能勢町）

バス通学については、安全面を最優先した上で片道の乗車時間およそ30分が将来的にも維持されるようその便数を今後も保障すること。出勤時刻が早いことや町内で1小1中になったことによる業務過多の現状から、実効性を伴う超過勤務の改善を図ること。

バス通学については、児童生徒の安全面はもとより、乗車時間についても体力的な負担を考慮しつつ、学校運営に支障をきたすことのないよう運行してまいります。

教職員の業務負担の軽減を図るため、平成28年度から教育専用校務支援システムを導入するとともに、令和元年度からは、ノー部活動デー（平日1日・土日1日）やメッセージ留守番電話（平日19時以降及び土日祝）を導入しています。今後も引き続き教職員の超過勤務の改善に努めてまいります。

(5)平和発信機能の強化（豊能地区独自）

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

「恒久平和を希求し核兵器を廃絶する町」に関する宣言の趣旨に則り、明るい住みよい町の実現に向けた平和発信機能の強化に努めてまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1)食品ロス削減対策の効果的な推進（★）

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策に基づく取り組みを実施すること。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」などを周知するなど、効果的な啓発活動を実施すること。

さらに、2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。

本町では食品の大量消費事業所等を有していないことから、他団体等と連携を図った削減対策を実施することは困難であるため、住民個々が実践できる取り組みについて周知・啓発することを優先しています。本町においては、生ごみ堆肥化機器等購入補助制度等食品ロスも含めた生ごみ減量対策を実施しているところです。今後も制度の周知や効果的な啓発に取り組んでいきます。

<継続>

(2)消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策の実施

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為などの悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとして、消費者に倫理的な行動をうながすための啓発活動や消費者教育を行うこと。

関係機関と連携し、消費者教育として悪質クレーム対策の強化に努めてまいります。

<新規>

(3)特殊詐欺被害の未然防止対策の強化

大阪府では、高齢者などが狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助などの対策を実施すること。

特殊詐欺被害の未然防止対策については、引き続き広報誌やホームページなどを通じて、被害の現状や新たな手口、また、自動通話録音機等の紹介などの情報提供を行い、特殊詐欺被害の未然防止対策の啓発に努めてまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<新規>

(1)高齢ドライバーの安全対策について

最近、高齢者の運転と見られる事故が頻発している。今後高齢ドライバーが増加することから、未然防止に向けた啓発、さらにはドライバー教育・講習の充実、免許証返納の際のインセンティブ制度の検討を行うこと。併せて、交通空白地帯を作らないよう、公共交通機関の充実をはかること。

本町には鉄軌道がなく、またバス路線も縮小する中で、依然として高齢者を含め住民の自家用車運転は必要不可欠になっています。高齢ドライバーに対する事故防止に向けた取り組みとして、安全講習会や街頭啓発などを関係機関と連携し継続して取り組んでいます。また、運転免許返納者に対する優遇制度の導入については、公共交通ネットワークの整備にあわせて検討してまいります。

また、住民の移動手段の確保に向け、公共交通の根幹となっております民間バス事業者への補助金の交付や交通空白地の補完を目的とした公共交通空白地有償運送等を実施し、交通利便性の確保に努めております。今後も引き続き、公共交通空白地有償運送協議会等を活用しつつ、地域住民や関係機関などと意見交換を行い、地域の実情に即した誰しものが利用しやすい交通ネットワークの構築に努めてまいります。

<補強>

(2)防災・減災対策の充実・徹底(★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練など、市町村の支援を行うこと。さらに災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと

一昨年の西日本豪雨や台風の際に、ハザードマップを活用した避難呼びかけや地域の公民館を一時避難所に設置するなど、多くの住民が自主的に避難活動されました。住民の防災意識は高まりつつあり、この機に災害に備えた準備行動や避難訓練の推進など防災・減災対策に努めてまいります。

「避難行動要支援者名簿」については、平成31年度に更新を完了し、災害対策基本法に定める消防機関をはじめ、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会長会で情報共有しています。

今後、本名簿を活用した助け合い活動や防災訓練の推進に加え、災害発生時のホームページ等による情報の発信についても、見やすさ、わかりやすさの工夫に加え、更新頻度も高めるよう努めてまいります。

<継続>

(3)地震発生時における初期初動体制について

緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規で働く職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対応ができるような人員体制を確保すること。また震災発生においては、交通機関がマヒしていることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるなど、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携が行えるよう、各自治体に働きかけを行うこと。その上でも大規模災害発生の際には行政の対応にも限界があることから、日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助の観点から地域住民に協力いただくような日常的に地域防災対策を講じる事。

また、地震発生の時間帯が帰宅・出勤(通学)時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても大阪北部地震の検証を踏まえて防災計画への反映を行うこと。

さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応は、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に交通機関の情報など、外国人旅行者が特に必要とする情報を、迅速、的確かつ分かりやすく、より多くの言語で提供するための専用ウェブサイトやアプリ等を早急に開発すること。

有事の際に備え、近隣市町と災害協定を締結しています。また、平成31年度は、豊能地域3市2町で毎年実施している合同防災訓練を拡大し、大阪府を含め合同開催いたしました。防災教育の一環として、町立能勢小学校の児童や能勢町内の自主防災組織の皆様も訓練に参画いただき、充実に努めました。

大阪北部地震の際には、本町は比較的被害が少なかったことに加え、大半が自家用車にて通勤していることから、通勤及び帰宅に困難が生じた方は、無かった把握していますが、今後起こりう

る災害に備え、必要な整備に努めてまいります。

また、必要に応じて、外国人への情報提供や避難所対応に努めてまいります。

<継続>

(4)大阪府北部地震に対する支援について (★)

2018年6月に発生した「大阪北部地震」においては大きな被害がでた。大阪府として被災自治体への支援を継続して行うとともに、国に対しても必要な措置を求めること。特に社会的弱者への生活再建のための対策を講ずること。

大阪北部地震に限らず、豪雨や台風での被害に対し、大阪府・国に対しても必要な措置を求めてまいります。

また、令和2年1月17日の「防災とボランティアの日」に想定以上の災害に備えた取り組みとして、能勢町社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの運営に関する協定を締結するなど今後とも防災・減災に向けた取り組みに努めてまいります。

<補強>

(5)集中豪雨など風水害の被害防止対策 (★)

これまでも日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要であると考え、あらためて危険度が高いと見られる地域の未然防止の観点からも緊急に対策を講ずること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、自治体が発令する避難情報の内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。

一昨年、西日本豪雨や台風では、本町においても大きな被害が多数発生し、現在もなお被災箇所の復旧に取り組んでいるところではありますが、災害の未然防止の観点からも、町が管理する河川や道路などにおける危険箇所への対策を順次行ってまいります。

災害時の住民への情報提供は、これまでホームページ、エリアメールにて行ってきましたが、より迅速に行うため、平成31年4月に防災行政無線（屋外拡声器）を導入しました。今後、広報活動の充実や自主防災組織の促進、ハザードマップを活用した防災訓練の推進などにより防災意識の更なる向上に努めてまいります。

<継続>

(6)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの府民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講ずること。

公共交通機関に限定することなく、暴力行為の防止対策について、豊能警察署及び豊能暴力追放推進連絡協議会との連携強化を図るとともに、住民への積極的な広報・啓発活動に邁進してまいります。